

令和7年1月27日

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する意見

全国市長会

我が国の学校教育の要である教師の人材確保は極めて重要であり、教師を取り巻く現在の状況を踏まえた処遇改善や、学校における働き方改革を進め教師の勤務環境を改善していくことは喫緊の課題である。

多くの教育委員会や学校において現在、働き方改革や業務改善に関して、時間外在校等時間の縮減に向けて、退校時間の設定等による時間管理をはじめ、各種行事の削減や精選などの見直しや校務支援システムの導入、医療・福祉の専門職との連携など学校現場に応じた様々な取組が行われている。

それらの取組の効果もあり、時間外在校等時間が減少するなど一定の成果が上がってきているが、近年、増加傾向にある不登校やいじめなどにも適切に対応しなければならず、更なる勤務環境の改善を図るに当たっては、学校における働き方改革を推進していくうえで必要な人員やそのための財源の確保など、課題は山積している。

国において今般、教師に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進や教員の処遇の改善を図るため、文部科学大臣の指針（以下、「大臣指針」という。）に即した「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下、「計画」という。）の策定等を義務付けることや、教職調整額の基準となる額を引上げること等を内容とする法律案が示された。

学校における働き方改革に向けて、「計画」の策定等により勤務時間管理の意識が高まり、時間外在校等時間の縮減につながるという効果も期待されるが、「計画」の策定や公表をもって、教師が担う業務量が直ちに減少するものではなく、業務負担軽減を図り、教師が学習指導に専念でき、児童生徒としっかり向き合える時間を確保できるよう、国においても、勤務環境の整備等を合わせて行うことが不可欠である。

については、下記のとおり意見を提出するので、特段の措置を講じていただきたい。

記

- 1 教師の業務量管理・健康確保を図るため、「大臣指針」に即した「計画」の策定等を教育委員会に義務付けるだけでなく、国においても、教育委員会や学校における教師の勤務環境の改善に向けた取組の実効性が高まる支援を一体的に行うこと。
具体的には、教職員定数の更なる改善、「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえた役割分担を可能とする人的支援措置、国等からの調査をはじめ学校が担う業務量の削減に向けた抜本的な見直しを行うとともに、学校現場における各種取組に対する財政支援等を確実に措置すること。
- 2 「大臣指針に即して計画を定める」ものとされているが、教師の服務監督に関する「計画」は、「大臣指針」の性格上、その内容にどこまで沿ったものとするかは各教育委員会の裁量の余地があるものであり、それぞれの地域の実情等を踏まえた「計画」の策定や公表等に関して、「大臣指針」や大臣の指導等により、教育委員会の主体性が損なわれることのないようにすること。
- 3 すでに多くの教育委員会において、時間外在校等時間の縮減に向けた計画策定等の取組が行われている実態等を踏まえ、既存の計画等を本法律案で規定する「計画」として位置づけることができるようにするなど、柔軟な措置を講じること。
- 4 学校における働き方改革に対しては教育委員会等の取組のみならず、保護者や地域住民を含めた社会全体による理解と協力が不可欠であるため、国としても、その醸成に向けた取組を行うこと。
- 5 教職調整額の引上げなどの教師の処遇改善にあたっては、国の負担と比べて地方の負担が極めて大きいことも踏まえ、国費及び地方一般財源の確保を図ること。

以上